

練馬区立
厚生文化会館

< 事業概要 >
= 令和 5 (2023) 年度版 =



(発行 : 厚生文化会館)

《 はじめに 》

練馬区立厚生文化会館は、地域の皆様の相互交流や自主的な活動を促進し、高齢者や子どもたちの福祉を増進するとともに、人権尊重に関する活動を推進することを目的としている施設です。

当会館は、昭和12年（1937年）6月東京府社会事業協会によって設立された「練馬隣保館」が前身であり、戦後、地域のみなさんの公立化運動が実を結び、昭和48年（1973年）に保育園、児童館、学童クラブ、敬老室、集会室を併せ持った「練馬区立厚生文化会館」へと生まれ変わりました。

平成2年（1990年）には、練馬保育園が分離・独立し、さらに、平成5年（1993年）には、建物の老朽化が進んだため、建て替えを行いました。また、平成20年（2008年）には外壁・空調機等大規模改修工事を行い、現在に至っています。

令和5年（2023年）は、厚生文化会館開館50周年を迎えます。

今後とも、子どもから高齢者まで、様々な活動や交流の場として、地域に開かれた施設を目指します。

《 1 沿 革 》

昭和 1 2 年 (1937 年) 6 月	練馬隣保館設置・東京社会事業協会融和部の設置運営 保育・診療・集会室事業
昭和 2 5 年 (1950 年)	戦後、東京都福祉事業協会 (社会福祉法人) の経営 保育園事業のみ継続
昭和 4 7 年 (1972 年) 3 月	練馬隣保館改築開始
昭和 4 8 年 (1973 年) 3 月	練馬区立厚生文化会館竣工 (練馬区立練馬保育園併設)
” ” 4 月 1 日	練馬区立練馬保育園開設
” ” 5 月 1 日	練馬区立厚生文化会館利用開始
” ” 10 月	第 1 回運動会 (豊島園) ・もちつき大会始まる
昭和 5 5 年 (1980 年) 11 月 11 日	練馬地区環境改善都区地元協議会発足
昭和 5 7 年 (1982 年) 12 月	練馬区環境改善計画策定
昭和 6 2 年 (1987 年) 10 月	運動会にかえて第 1 回けやきまつり開催
平成 2 年 (1990 年) 2 月	練馬区立練馬保育園完成 (厚生文化会館より分離)
平成 3 年 (1991 年) 4 月 1 日	厚生文化会館仮設棟業務開始 (練馬 3 - 2 0 - 8) 学童クラブ南町小学校空教室利用業務開始
” ” 6 月	厚生文化会館改築開始
平成 5 年 (1993 年) 5 月	厚生文化会館改築竣工
” ” 6 月	厚生文化会館改築披露式典
” ” 7 月 1 日	厚生文化会館新館業務開始
平成 6 年 (1994 年) 11 月 21 日	練馬地区環境改善都区地元協議会解散式
平成 2 1 年 (2009 年) 3 月 31 日	厚生文化会館 1 5 周年大規模改修工事完了
平成 2 8 年 (2016 年) 10 月	第 30 回けやきまつり開催
平成 3 0 年 (2018 年) 5 月 29 日	厚生文化会館運営協議会開催 会長 石田 勇作 氏 選出

《 2 施設の概要》

(1) 施設の目的

地域住民の相互交流および自主的活動を促進し、児童および高齢者の福祉の増進を図るとともに、人権尊重活動を推進することを目的として設置された施設で、つぎの事業を行っています。

児童福祉法第40条にもとづく児童館事業
敬老館事業
集会室事業
人権尊重に関する事業
前各号のほか、区長が必要と認める事業

(2) 利用日および利用時間

区分	利用日	利用時間
児童館事業(児童室)	日曜、祝休日、年末年始を除く	午前10時から午後6時 ただし、土曜日と三季休業日等は午前9時から午後6時
敬老館事業(敬老室)	日曜、祝休日、年末年始を除く	午前9時から午後5時
集会室事業	年末年始を除く	午前9時から午後9時30分
学童クラブ事業	日曜、祝休日、年末年始を除く	午前9時から午後6時

年末年始は、12月29日から1月3日です。

三季休業日等とは、区立小中学校の夏・冬・春休み期間および都民の日です。
全館清掃等で臨時に休館する場合があります。

(3) 施設の規模

構造	鉄筋コンクリート造	地上2階	地下1階
施設面積	1271.71	m ²	
建築面積	676.63	m ²	
延床面積	1670.08	m ²	
各室面積	以下のとおり		

< 児童室面積 >

単位：m²

遊戯室	1 2 6 . 0 0	その他共有按分	3 6 4 . 1 7
図書室	8 3 . 7 0	延床面積	7 3 9 . 2 2
工作室	3 2 . 5 0	屋上遊び場	2 4 0 . 0
音楽室	3 2 . 5 0		
学童クラブ室	1 0 0 . 3 5		
(小計)	3 7 5 . 0 5		

< 敬老室面積 >

単位：m²

娯楽室	9 9 . 0	その他共有按分	2 0 6 . 9 1
和室	2 1 . 0	延床面積	3 9 3 . 6 6
浴室	6 6 . 7 5		
(小計)	1 8 6 . 7 5		

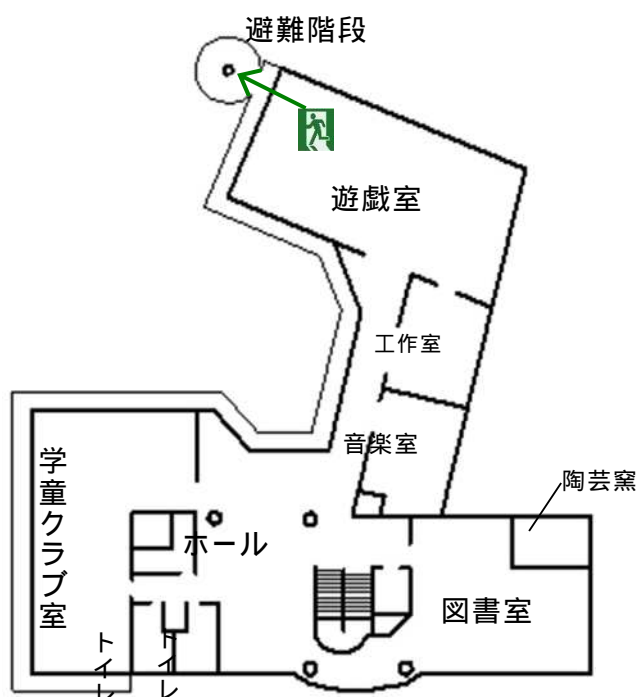
< 集会室面積 >

単位：m²

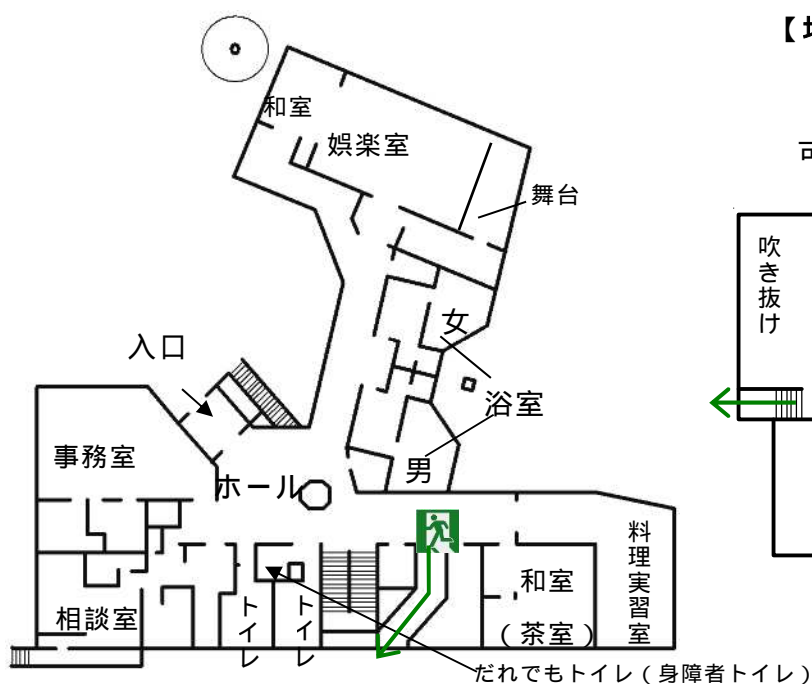
大会議室	1 0 2 . 6	その他共有按分	2 6 5 . 2 5
小会議室	1 9 . 6 5	延床面積	5 3 7 . 2 0
視聴覚室	2 9 . 2 5		
和室	3 9 . 0		
料理実習室	5 6 . 2 5		
相談室	2 5 . 2		
(小計)	2 7 1 . 9 5		

各階案内図

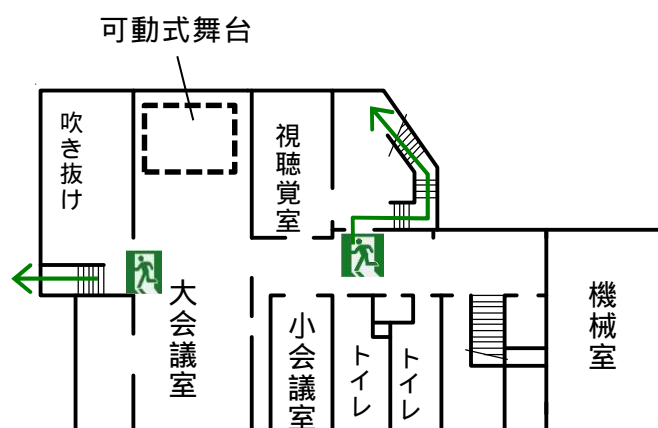
【2階】



【1階】



【地下】



(4) 集会施設の使用料・定員等

使用料・定員

施設名	使用料(円) 1時間につき	定員 (名)	特徴
大会議室 (85㎡)	700	50	可動式舞台・調光設備・音響設備などのある多目的集会室です。
小会議室 (20㎡)	200	8	小規模の会議用の集会室です。
视听覚室 (30㎡)	300	10	小規模の会議用の集会室です。 ピアノがあります。
和室 (39㎡) (畳部分12.5畳)	300	10	炉と水屋(3畳)を備え、茶室としても使用できます。
料理実習室 (56㎡)	500	20	調理台3台と講義用ホワイトボードがあります。

貸出設備・備品(有料)

設備・備品	使用できる 部屋	使用料(円) 1時間につき	設備・備品	使用できる 部屋	使用料(円) 1時間につき
可動式舞台	大会議室	250	音響設備	大会議室	250
調光設備	大会議室	250	ビデオプロジェクター	大会議室	200
茶道具	和室	100			
ピアノ(アップライト)	视听覚室	250			

貸出物品(無 料)

ラジカセ	電子ピアノ	座布団
テレビ・ビデオ・DVD	譜面台	ワイヤレスマイク
ホワイトボード	鏡(姿見)	ゴザ

その他、ポット・湯のみ・コップ等も無料でお貸ししています。

(5) 運営協議会の設置

当館の設置目的(地域住民の相互交流および自主的活動の促進 児童および高齢者の福祉の増進 人権活動の推進)の趣旨に沿った館の適切な運営を図るため、地域の町会等の各種団体代表者や館利用者から構成(委員24名)された厚生文化会館運営協議会が設置されています。

(6) 職員構成〔令和5年4月1日現在〕

館 長	1 名
事 務	2 名
児童指導	5 名
用務(再任用含む)	4 名
<hr/>	
以 上	12 名
(このうち副館長2名、事務・児童指導に各1名)	

(7) 夜間・休日の施設管理

夜間(午後5時から午後9時30分)と休日(日曜および祝休日の集会室の利用のある午前9時から午後9時30分)は、シルバー人材センターの業務者が窓口受付等の業務を行っています。

《 3 事業報告(実績) 》

(1) 児童館事業

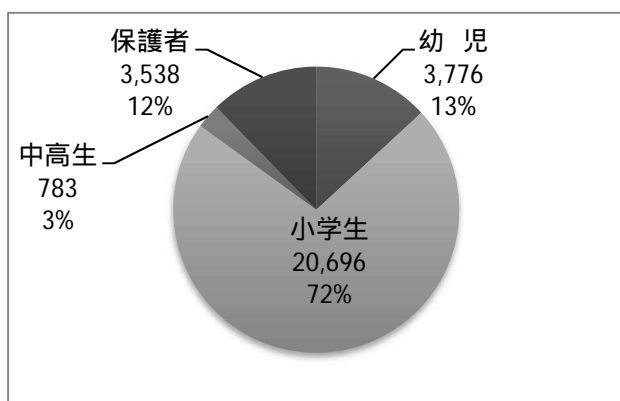
1 児童対象事業

健全な遊びを通して児童の健康を増進し情操を育むことを目的に、こどもたちが楽しく遊べる場の提供と館内・館外での各種行事を実施しています。行事の内容は、児童室だよりとホームページでお知らせしています(南町小・向山小の各児童とクラスに配布をしました)。

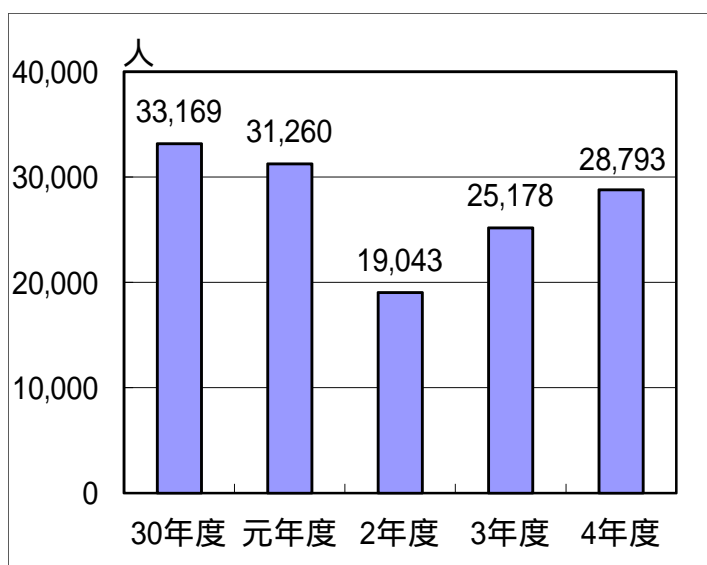
児童室利用人員

令和4年度利用人員

幼児	小学生	中高生	保護者	計
3,776	20,696	783	3,538	28,793
13.1%	71.9%	2.7%	12.3%	100%



利用人員の推移(単位:人)



クラブ活動(児童室)事業

小学生を対象に専門家による指導のもと、リズムダンスやミュージカルクラブなどの各種クラブ活動を通じて、こどもたちの豊かな健全育成をはかることを目的に実施しています。令和4年度は、10クラブを実施しました。活動実績はつぎの表のとおりです。

令和4年度のクラブ活動実績

クラブ名	開催数	参加人数 (延べ)	平均人数	クラブ名	開催数	参加人数 (延べ)	平均人数
ミュージカルクラブ	10	130	13	卓球クラブ	4	72	18
リズムダンスクラブ	9	102	11	ヨーヨーチャレンジ	12	97	8
一輪車クラブ	12	145	12	科学で遊ぼう	4	78	20
おはなし会	12	94	8	工作クラブ	6	179	30
英語で遊ぼう	1	23	23	けん玉もしかめ	4	28	7

館内行事

令和4年度に実施した主な館内行事と参加者数は、つぎの表のとおりです。

実施月	行事名	内容	対象	参加者数
毎月	こども会議	毎月1回開催。翌月にやってみたいことや欲しいもの等を子どもたちから意見を聞く。	小学3年生以上	178
4	一年生向け工作	新1年生対象に工作を行う。(4日間)	小学1年生	53
6・10・3	ベーゴマ大会	ベーゴマ対戦のトーナメント戦を行う。	小学生	43
5・6・7 10・12・2	たのしい手芸	季節にあった手芸を楽しむ。	小学生	168
7・8	夏の工作まつり	夏休みを利用し、少し手の込んだ工作を楽しむ。	小学生	122
7・8	屋上で水遊び	夏休み期間中、屋上で水遊び。計3回実施	幼児 小学生	91
7・9	マンカラ大会	対戦遊び「マンカラ」のトーナメント戦。	小学生	53
11	厚文えんにち	館全体のおまつり。ミニゲームやステージ発表を楽しむ。	誰でも	510
9・12	てんか大会	児童室で人気のある遊びの「てんか」(ボール遊び)の大会	小学生	69
12	年末ビンゴ大会	ビンゴを楽しむ。	小学生	71
12・1	デコベーゴマをつくろう	ベーゴマに自分でデコレーションをして楽しむ。	小学生	88
2	節分	職員が鬼に扮し、新聞紙で作ったボールを豆に見立てて豆まき。	小学生	65
2	人生ドッジボール大会	「人生ドッジボール」(ボール遊び)の大会。6人1チームでトーナメント戦。	小学生	36
2・3	おやつをつくろう	お菓子作りを楽しむ。	小学生	37
3	一輪車クラブミニ発表会	一輪車クラブの発表会。	小学生	17

館外行事

館外行事は感染症対策を行ったうえで実施をしていく方向に区の方針が緩和され、遠足など公共交通機関を利用して外へ出かけることが可能となりました。各交通機関が示す制限や感染予防対策を踏まえた上で実施しました。

7月 夏の遠足「しながわ水族館」実施

久しぶりの遠足ということもあり、定員30名のところ62名の申し込みがあり、抽選を行いました。

12月 光フェスタに一輪車クラブ出演（光が丘なかよし児童館にて）

発表を通して、他の児童館と交流しました。

練馬区の児童館全体での行事

5月 練馬こどもまつり...令和4年度は都立公園での実施から区内児童館で分散開催に変更し実施。（厚生文化会館は非該当）

8月 連合行事 ...オンラインで実施

1月 児童館展（練馬区立美術館）...開催 テーマ「わ」

2 子育て支援事業

幼児とその保護者の方を対象に、お子さんと保護者が楽しく遊べる場を提供し、幼児と保護者間の交流や保護者同士の交流を推進することを目的に実施しています。事業の開催日時は、児童室だよりとホームページで毎月お知らせしています。

よちよち（1歳以上の幼児が対象）

登録制 毎週金曜日の午前10時30分から

手遊びやふれあい遊び、季節行事等を楽しむ会

とことこ（2歳以上の幼児が対象）

登録制 毎週水曜日の午前10時30分から

体操や工作、おはなし会、リトミック等を楽しむ会

わくわくランド（3歳以上の幼児が対象）

多数の参加があり人数制限が難しいため、わくわくランドは実施せず。

令和4年度 幼児対象事業実績

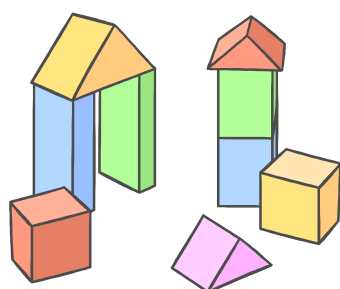
よちよち					
登録者数	年間実施回数	延べ参加者数 (きょうだい含む)		1回あたりの 平均参加者数	
85組の親子	36回	503組	1040人	14組	29人

とことこ					
登録者数	年間実施回数	延べ参加者数 (きょうだい含む)		1回あたりの 平均参加者数	
47組の親子	38回	307組	688人	8組	18人

絵本の貸し出し

図書室の本を、貸し出ししています。(主に幼児親子向け絵本)

令和4年度利用件数 延べ116件



(2) 学童クラブ室事業

1 学童クラブ事業

保護者の就労等により主に放課後の時間帯に保育を必要とする児童が、年齢が異なっても仲間となって楽しく遊び共に過ごすことで、豊かに育つための事業です。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により運営面においても、感染予防対策を図り分散や時間差での活動を行うなど大きな影響を受けました。

< 令和4年度の運営・指導目標 >

- ・放課後の家庭に代わる場として、安心して楽しく過ごせる場所となるような運営を目指す。
- ・児童室併設学童クラブならではの良さを生かしつつ、学童クラブとしてのまとまりや取り組みも大切にした児童の健全育成を目指す。
- ・保護者が学童クラブのよき理解者協力者となるような信頼関係を築いていく。
- ・基本的な生活習慣を身につける。
- ・集団生活のルールやマナーを身につけ、けじめをつけられるようにする。
- ・自分の考えを主張するだけでなく、相手の立場になって考えることができるような指導を行う。

< 令和4年度的主要事業内容 >

・主要主催行事

入学進級お祝い会(4月)、水遊び(8月)、仮装 day (10月)

厚文えんにち(11月)、年末お楽しみ会(12月)、節分(2月)

誕生会(毎月)・工作手芸等創作活動(随時)

・保護者会(4回)、個人面談、クラブだより(14号発行)

・連携事業

児童室(各クラブ、各企画)

在籍者数(令和4年4月1日現在)

1年	2年	3年	4年	6年	計
29人	21人	8人	1人	1人	60人

定員は、40人

令和4年度 一日当たりの平均出席児童数

	年間出席 延べ人数 ア	開館日数 イ	一日当たり平均 出席児童数 ア÷イ
平日	11766人	243日	48.4人
土曜	370人	50日	7.4人
計	12136人	293日	41.4人



2 子育て支援事業

にこにこ（学童クラブ室活用型 子育て支援事業）

対象年齢：0歳から1歳前後の乳幼児おやこ

開催日：毎週火・木・金曜日の午前10時～12時

終了後、昼食場所の提供。13時まで

事業内容：子育て中の親同士の交流

手遊び・紙芝居等



感染防止対策のため、昼食場所の提供は前半の期間は行わなかったが、1月半ばより再開した。地域の乳幼児親子がふらっときて過ごせる居場所として定着した。

フレッシュキッズ（練馬保育園と共催事業）

対象年齢：0歳から1歳前後の乳幼児おやこ

開催日：4、8、3月を除く毎月1回 午前10時30分～11時30分

事業内容：保育士による手遊びや育児相談、看護師による健康相談

パネルシアター、手形・足形アート、体を使った遊び等

ふだんにこにこに来ている方が気になることを相談できるようになっている。

令和4年度 子育て支援事業実績

にこにこ		フレッシュキッズ	
回数	延べ参加者数	回数	延べ参加者数
95回	894人	9回	152人

(3) 敬老館事業

満60歳以上の区民の方に憩いの場を提供し、相互交流の促進と心身の健康維持・増進を図ることを目的に実施しています。

利用には、敬老室の利用者登録が必要です。

< 主な行事 >

太極拳講座（月1回）、竹ふみ健康体操（月1回）、七夕のつどい、敬老の日のつどい、新春芸能発表会など

開催日は、その都度「館だより」でお知らせしています。

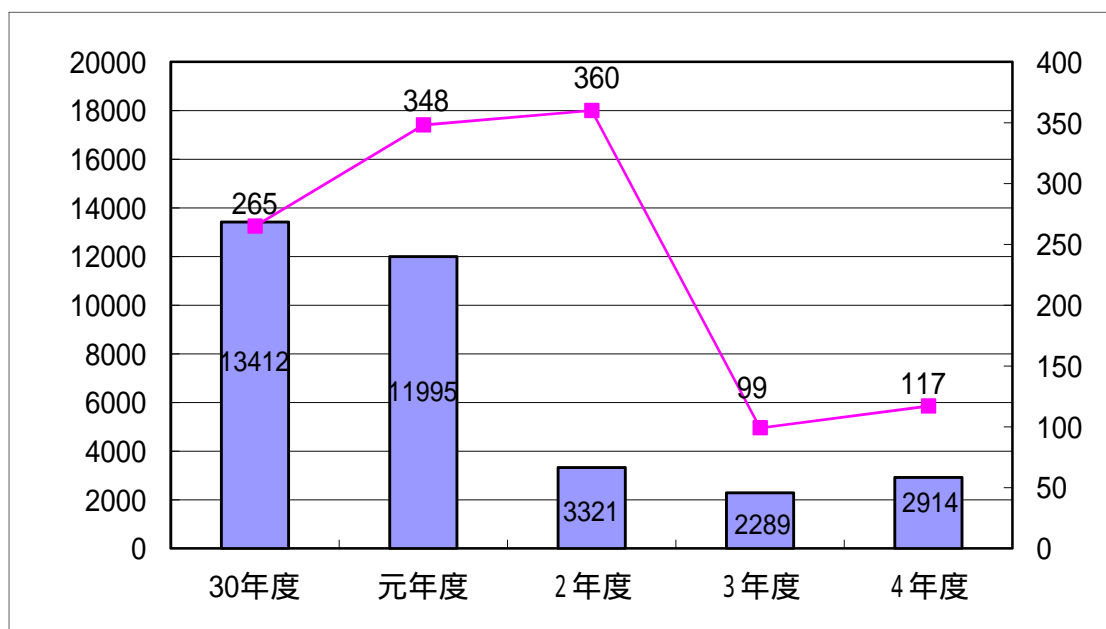
敬老室利用者数と登録者数

敬老室利用人員と登録者数の推移

単位：人

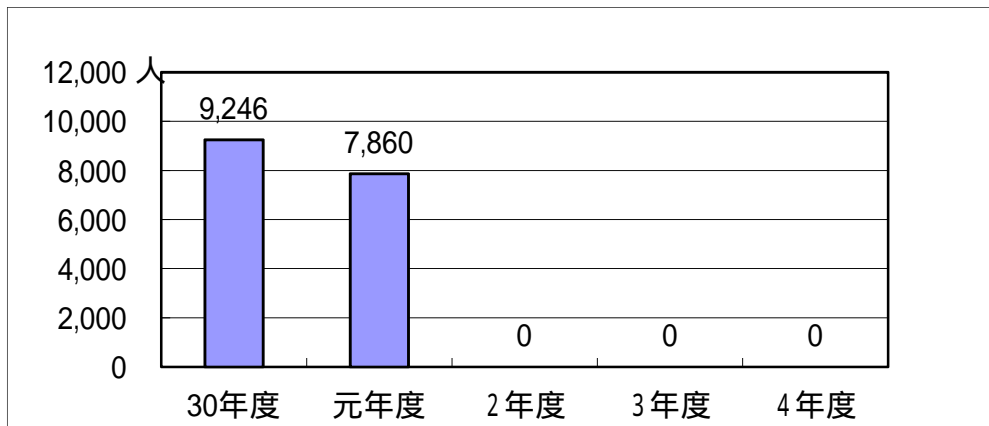
年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
利用者数	13,412	11,995	3,321	2,289	2,914
登録者数	265	348	360	99	117

登録は3年間有効。平成30年度、令和3年度は更新年度。
更新年度の翌年度、翌々年度の登録者数は累計数。



浴室の利用（感染症予防のため、休止中）

浴室利用者数の推移



その他の敬老事業実績

主な敬老行事の年度別実績

単位：人

	七夕のつどい	敬老の日のつどい	新春芸能発表会	映画会	いきいき体操教室	太極拳	竹ふみ健康体操	街かどケアカフェ
30年度	54	48	55	180	229	379	117	112
元年度	44	41	44	134	146	306	139	30
2年度	-	-	-	41	26	216	106	3
3年度	-	-	-	40	-	94	102	31
4年度	12	10	14	75	-	105	96	55



(4) 集会室事業

地域住民のサークル活動や文化活動等を推進することを目的に、活動場所の提供をしています。

利用方法

練馬区公共施設予約システムで利用申し込みをしていただきます。

受付期間は、利用日の2か月前から前日までです。

(当日利用は電話で受付します。)

なお、官公署、地域の公共的団体等の利用については、利用予定日の3か月前から申し込みができます。



<使用料の減額・免除制度>

- ・免除……官公署、区内団体の行政活動への協力時、10人以上の区内団体等で構成員の半数以上が75歳以上の団体。
- ・50%減額…厚生文化会館登録団体、各種父母会、10人以上の区内団体等で構成員の半数以上が65歳以上または中学生以下の団体等。

団体登録【厚生文化会館登録団体】

地域の方々に構成する、5名以上の、地域活動・文化活動を継続的に行う団体が団体登録することができます。

団体登録の要件、申請方法等は、資料4「厚生文化会館登録団体のご案内」をご参照ください。

令和5年3月末現在の登録団体数は、10団体です。

集会室利用状況

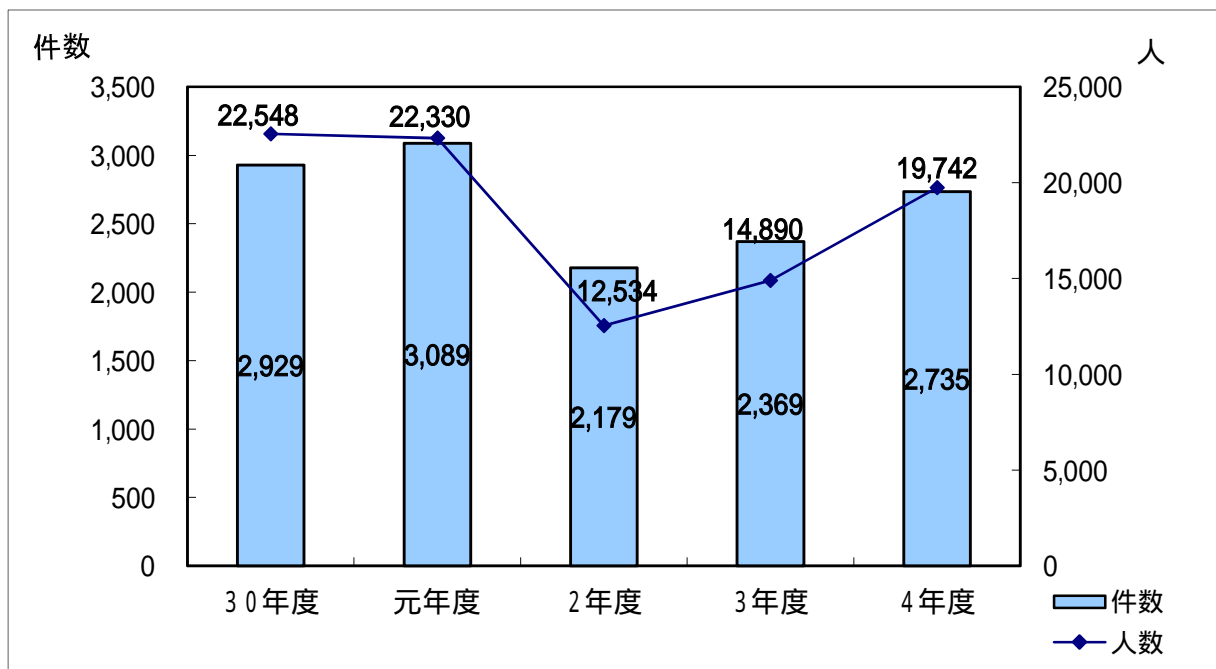
○令和4年度

施設名	件数	時間数	人数	稼働率
大会議室	884	2,594	12,146	61%
小会議室	643	1,793	1,849	42%
視聴覚室	750	1,930	3,184	45%
和室(茶室)	333	979	1,656	22%
料理実習室	125	761	907	17%
合計	2,735	8,057	19,742	

稼働率 = 利用時間 ÷ 利用可能時間 (小数点以下切り捨て)

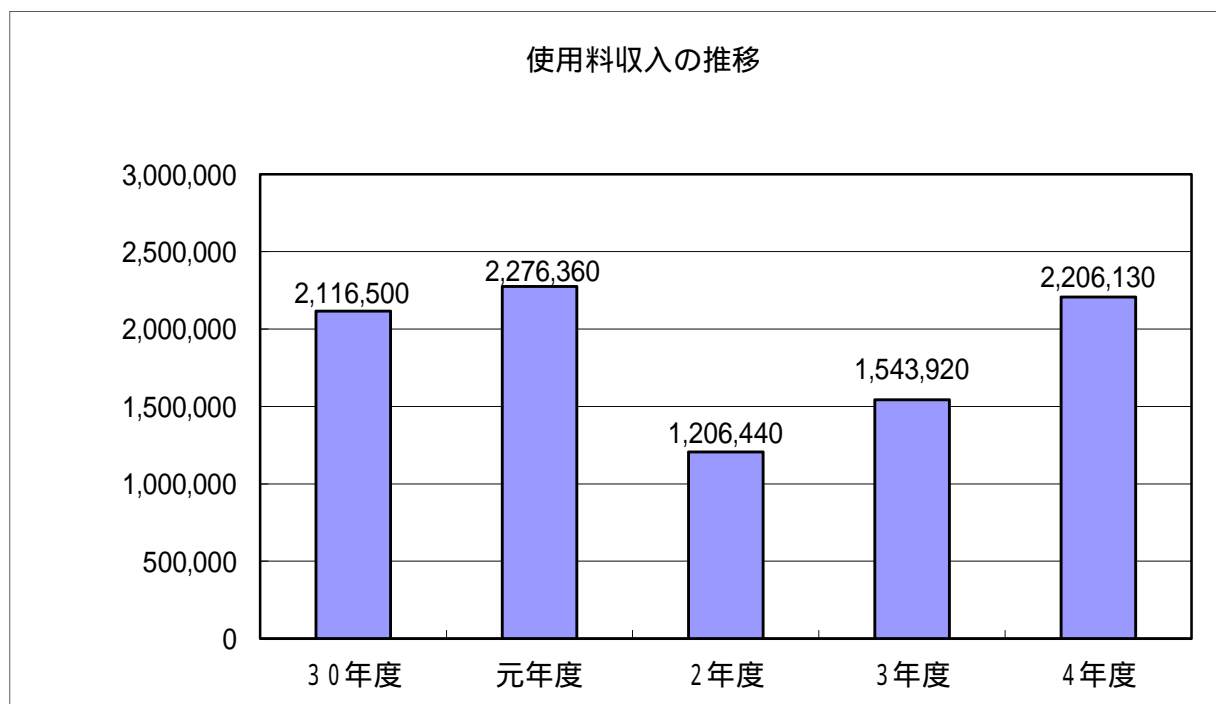
○ 集会室の利用件数・人数の推移

令和4年度 2,735件 19,742人



集会室使用料収入

令和4年度 2,206,130円



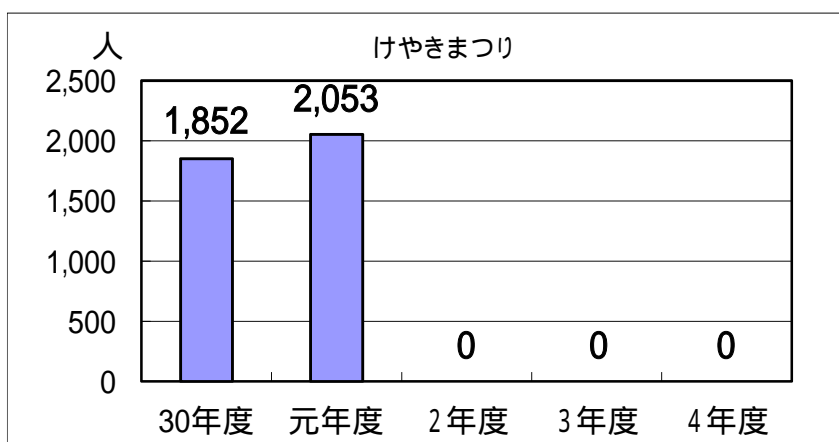
(5) 館全体事業

けやきまつり(第36回)

地域に定着した祭りとして、地域住民の相互交流を深める行事として、地域代表による実行委員会を中心に企画・運営を行い、毎年実施しています。

令和4年度は新型コロナウイルスの拡大防止のため中止し、代わりに「厚文えんにち」を11月5日(土)に開催しました。参加者数510人。

けやきまつり参加者数の推移



もちつき大会(練馬保育園との共催事業)

厚生文化会館・練馬保育園の共催で、近隣の町会・自治会、学童クラブ父母会、練馬保育園父母会等の協力を得て実施してきましたが、コロナ禍で中止となり、令和4年度をもって終了しました。

(6) 人権関係図書事業

人権に関わる図書・資料を収集し、1階ロビー人権図書コーナー、2階図書室で閲覧・貸出をしています。

令和4年度は、44冊を購入しました。

<貸出>

2階の図書の貸出は、日曜日、祝休日、年末年始、臨時休館を除く、午前9時から午後5時まで、1階図書コーナーの貸出は、年末年始、臨時休館を除く、午前9時から午後8時まで、貸出し期間は2週間です。

蔵書図書数 2,322冊 [令和5年(2023年)3月末現在]

令和4年度人権関係図書購入リスト

No	図 書 名	著 者
1	人種主義の歴史	平野 千果子
2	サンマデモクラシー	山里 孫存
3	帝国日本のプロパガンダ	貴志 俊彦
4	戦争プロパガンダ10の法則	アンヌ・モレリ
5	女たちのシベリア抑留	小柳 ちひろ
6	女性兵士という難問	佐藤 文香
7	戦時下のノーサイド	早坂 隆
8	「やりがい搾取」の農業論	野口 憲一
9	沖縄の歩み	国場幸太郎・新川 明・鹿野政直
10	コミュ障のための社会学	岩本 茂樹
11	差別は思いやりでは解決しない	神谷 悠一
12	現代日本のエリートの平等観	竹中佳彦・山本英弘・濱本真輔
13	犠牲者意識ナショナリズム	林志弦
14	ストーリーが世界を滅ぼす	ジョナサン・ゴッドシャル
15	おっさんの掟	谷口 真由美
16	格差と闘え	オリヴィエ・ブランシャル
17	非正規教員の研究	佐藤 明彦
18	老後の心配はおやめなさい	萩原 博子
19	ハッシュタグだけじゃ始まらない	熱田 敬子
20	月経の人類学	杉田 映理・新本 万里子
21	給料はあなたの価値なのか	ジェイク・ローゼンフェルド
22	自慢話でも武勇伝でもない「一般男性」の話から 見た生きづらさと男らしさのこと	清田隆之
23	戦争論 私たちにとって戦いとは	マーガレット・マクミラン
24	遠い声をさがして	石井 美保
25	死刑について	平野 啓一郎
26	宮本常一の旅学	福田 晴子
27	戦争は女の顔をしていない	スヴェトラナ・アレクシエーヴィチ
28	草の根のファシズム	吉見 義明
29	誰も断らないこちら神奈川県座間市生活援護課	篠原 匡
30	解放新聞縮刷版第54巻	
31	「共に生きる教育」宣言	堀 正嗣
32	非部落民の部落問題	朝治武・黒川みどり・内田龍史
33	ともに生きやすい社会って？	孫 美幸
34	被害と加害のフェミニズム	クォンクム・ヒョンヨン

35	私の沖縄問題	部落解放・人権研究所
36	部落の私たちがリモートで好き勝手にしゃべってみた。	部落解放・人権研究所
37	テクノロジーと差別	宮下 萌
38	さんビズ	榎本 淳
39	ごみ清掃のお仕事	押田五郎
40	フツの校長、市長に直訴	久保 敬
41	被差別部落アウティングNO!	部落解放同盟中央本部
42	春遠からじ	組坂 道子
43	全国のあいつぐ差別事件	部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会
44	大阪の部落解放運動	部落解放同盟大阪府連合会

(7) その他事業

会館だよりの発行

A4版で敬老室・児童室等の事業案内および人権図書案内などを地域の方にお知らせしています。(発行部数 毎月1,000部程度)

令和5年度（2023年度）厚生文化会館事業計画

	館全体	児童室事業	学童クラブ事業	敬老室事業
4月		新入生歓迎会	新入会歓迎会 第1回保護者会	
5月		練馬こどもまつり	個人面談	
6月	厚生文化会館運営協議会（総会）		個人面談	
7月		夏の遠足	第2回保護者会	七夕のつどい
8月		児童館連合行事（オンライン）		
9月				敬老の日のつどい
10月	けやきまつり	えんにち けやきまつり	個人面談	
11月	開館50周年記念事業		個人面談	
12月	厚文コンサート	光フェスタ	年末お楽しみ会	
1月		児童館展	正月遊び	新春芸能発表会
2月		巨大迷路	節分 進級お祝い会 グループ別懇談会	
3月		春の遠足（未定）	第3回保護者会 進級お祝い会 お別れ遠足	利用者懇談会

	館全体	児童室事業	学童クラブ事業	敬老室事業
月 例 行 事 等	会館だよりの発行	【クラブ活動】 (メンバー制クラブ) リズムダンス 一輪車 ミュージカル (いつでも参加クラブ) ヨーヨーチャレンジ けん玉もしかめ 卓球 科学で遊ぼう 工作クラブ 英語で遊ぼう おはなし会 【幼児対象事業】 よちよち: 1歳を過ぎた幼児親子 とことこ: 2歳を過ぎた幼児親子 【児童室だよりの発行】	【保育行事】 誕生会・避難訓練 こま・けんだま・ ベーごま 工作・ゲーム大会 【クラブだよりの発行】 【乳幼児対象事業】 にこにこ(火木金) フレッシュキッズ (月1回)	太極拳講座 竹ふみ健康体操 映画会 街かどケアカフェ 体操教室(練馬地 域包括支援センタ ー)



練馬区立厚生文化会館条例

平成 5 年 3 月 18 日

条例第 25 号

改正 平成 9 年 3 月 17 日 条例第 12 号

平成 14 年 3 月 19 日 条例第 22 号

平成 19 年 3 月 12 日 条例第 13 号

平成 22 年 12 月 16 日 条例第 48 号

注 平成 19 年 3 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 この条例は、練馬区立厚生文化会館（以下「会館」という。）の設置、管理および利用について必要な事項を定めることにより、地域住民の相互交流および自主的活動を促進し、児童および高齢者の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進することを目的とする。

(名称および位置)

第 2 条 会館の名称および位置は、つぎのとおりとする。

名称	位置
練馬区立厚生文化会館	東京都練馬区練馬四丁目 2 番 3 号

(事業)

第 3 条 会館は、第 1 条の目的を達成するため、つぎの各号に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 40 条に基づく児童館事業
- (2) 敬老館事業
- (3) 集会室事業
- (4) 人権尊重に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(施設)

第 4 条 会館に、つぎの各号に掲げる施設を設ける。

- (1) 会議室
- (2) 視聴覚室
- (3) 和室

- (4) 料理実習室
- (5) 図書室
- (6) 遊戯室
- (7) 娯楽室
- (8) 浴室
- (9) 相談室
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設
(休館日等)

第5条 会館の休館日は、1月1日から同月3日までおよび12月29日から同月31日までとする。

2 第3条第1号および第2号の事業については、前項の休館日のほか、つぎに掲げる日は利用できないものとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日(1月1日を除く。)

3 区長は、特に必要があると認めるときは、第1項に規定する休館日もしくは前項に規定する利用できない日を変更し、または臨時に休館日もしくは利用できない日を定めることができる。

(平19条例13・全改)

(開館時間等)

第6条 会館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号および第2号の事業に係る利用時間については、つぎのとおりとする。

- (1) 第3条第1号の事業 午前10時から午後6時まで。ただし、つぎに掲げる日においては、午前9時から午後6時までとする。

ア 土曜日

イ 練馬区教育委員会が定める練馬区立学校の夏季休業日、冬季休業日および春季休業日

ウ 都民の日条例(昭和27年東京都条例第75号)に規定する都民の日

(2) 第3条第2号の事業 午前9時から午後5時まで

3 区長は、特に必要があると認めるときは、第1項の開館時間または前項の利用時間を変更することができる。

(平22条例48・全改)

(利用の手続等)

第7条 会館の施設および備付器具(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、練馬区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認に際し、必要な条件を付けることができる。

(利用の不承認)

第8条 区長は、つぎの各号の一に該当するときは、前条第1項の承認をしない。

(1) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 営利を目的とするおそれがあると認められるとき。

(3) 会館の管理上支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第9条 会館の施設の使用料は、別表のとおりとする。

2 会館の備付器具の使用料は、1利用単位につき1,000円の範囲内で規則で定める。

3 第7条の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、前2項に規定する使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 区長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項または第2項に規定する使用料を減額し、または免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、利用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第13条 区長は、つぎの各号の一に該当するときは、利用の承認を取り消し、または利用を制限し、もしくは停止することができる。

- (1) 利用の目的または条件に違反したとき。
- (2) この条例または区長の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の理由により施設等の利用ができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、会館の施設等の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により承認を取り消され、または利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第15条 利用者は、会館の施設等を損傷し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、または免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付則 省略

別表(第9条関係)

施設	使用料
大会議室	1時間につき700円
小会議室	1時間につき200円
視聴覚室	1時間につき300円
和室	1時間につき300円
料理実習室	1時間につき500円

練馬区立厚生文化会館条例施行規則

平成 5 年 4 月 30 日

規則第 36 号

改正 平成 11 年 6 月 24 日規則第 72 号
平成 14 年 3 月 19 日規則第 18 号
平成 15 年 1 月 9 日規則第 1 号
平成 16 年 1 月 19 日規則第 5 号
平成 17 年 3 月 31 日規則第 71 号
平成 18 年 3 月 23 日規則第 20 号
平成 19 年 3 月 30 日規則第 32 号
平成 22 年 2 月 16 日規則第 6 号
平成 24 年 7 月 31 日規則第 100 号
平成 28 年 3 月 22 日規則第 52 号
平成 28 年 12 月 28 日規則第 185 号
平成 31 年 3 月 20 日規則第 23 号

注 平成 17 年 3 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、練馬区立厚生文化会館条例（平成 5 年 3 月練馬区条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定により厚生文化会館の施設および備付器具（以下「施設等」という。）を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、区長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 条例第 3 条第 1 号に規定する事業 児童室入室票（第 1 号様式）および児童室入室カード（第 1 号様式の 2）
- (2) 条例第 3 条第 2 号に規定する事業 敬老室利用申請書（第 1 号様式の 3）
- (3) 条例第 3 条第 3 号から第 5 号までに規定する事業 利用申請書（第 1 号様式）

式の4)

2 申請者は、区長が必要と認めたときは、利用の申請に当たり、区長が別に定める書類を提出しなければならない。(平24規則100・全改)

(書面の提出期間等)

第3条 前条第1項の規定による書面の提出期間は、つぎの表のとおりとする。

ただし、区長は、特に公益上必要があると認めたときは、当該期間外においても書面を受け付けることができる。

事業名	利用区分	提出期間
1 条例第3条第1号および第2号に規定する事業	個人が施設を利用する場合	随時
2 条例第3条第3号から第5号までに規定する事業	1 第7条第1号から第4号まで、第6号から第8号までおよび第13号(免除となる場合に限る。)の規定により利用する場合	利用予定日の属する月の3か月前の月の初日から利用日まで
	2 前項以外の場合で、区長が認めるとき。	利用予定日の属する月の2月前の月の初日から利用日まで
	3 前2項以外の場合	利用予定日の属する月の2月前の月の25日から利用日まで

2 前項の規定にかかわらず、同項の書面の提出期間内において、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日の書面の受付は、行わない。

3 第1項の規定による書面の提出時間は、午前9時から午後5時までとする。

(平19規則32・平24規則100・平28規則185・一部改正)

(利用の承認)

第4条 施設等の利用の承認は、第2条第1項の規定により提出された書面の受

付順序に従って行う。ただし、前条第1項の表2の部2の項に規定する者から利用予定日の属する月の2月前の月の初日から同月9日までの間に利用申請があったときは、複数の申請があった利用時間帯について、受付順序を抽選で決定するものとする。

2 区長は、第2条第1項第2号の申請について施設等の利用を承認したときは、敬老室利用券（第1号様式の5）を、同項第3号の申請について施設等の利用を承認したときは、利用承認書（第2号様式）または備付器具利用承認書（第2号様式の2）（以下これらを「承認書」という。）を申請者に交付するものとする。

3 前項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設等を利用しようとするときは、敬老室利用券または承認書を提示しなければならない。（平24規則100・平28規則185・一部改正）

（利用の変更）

第4条の2 利用者が第2条第1項第3号に規定する事業による施設等の利用を変更しようとするときは、利用日の前日までに、利用変更申請書（第2号様式の3）に承認書を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請について利用の変更を承認したときは、変更承認書（第2号様式の4）または備付器具利用変更承認書（第2号様式の5）を利用者に交付するものとする。

3 前項の規定による変更の承認は、変更後の使用料の額と既納の使用料の額が同額の場合にのみ行うことができるものとする。

4 前条第3項の規定は、第2項の規定により変更の承認を受けた場合に準用する。（平24規則100・追加、平28規則185・一部訂正）

（利用の不承認）

第5条 区長は、利用の申請が条例第8条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付し、利用不承認通知書（第3号様式）をもって申請者へ通知する。（平24規則100・一部改正）

（備付器具の使用料）

第6条 条例第9条第2項に規定する備付器具の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第10条の規定により使用料を減額し、または免除することができる場合は、つぎに掲げるとおりとする。

- (1) 区が主催し、または共催する事業で利用するとき。 免除
- (2) 官公署が行政目的のために利用するとき。 免除
- (3) 区内の団体が行政活動への協力等の目的のために利用するとき。 免除
- (4) 区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校が教育目的のために利用するとき。 免除
- (5) 構成員の半数以上を75歳以上の者が占める10人以上の団体が利用するとき。 免除
- (6) 区が後援し、協力し、または協賛する事業で利用するとき。 5割減額
- (7) 幼稚園、小学校、中学校および特別支援学校以外の区内の学校が教育目的のために利用するとき。 5割減額
- (8) 別に定める区内の公共的団体が利用するとき。 5割減額
- (9) 別に定めるところによりあらかじめ登録を受けた団体が、当該登録を受けた目的のために利用するとき。 5割減額
- (10) 構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者または精神障害者が占める10人以上の団体が利用するとき。 5割減額
- (11) 構成員の半数以上を65歳以上の者が占める10人以上の団体が利用するとき(第5号に該当する場合を除く。)。 5割減額
- (12) 構成員の半数以上を中学生以下の者が占める10人以上の団体が利用するとき。 5割減額
- (13) その他区長が特に必要があると認めるとき。 免除または5割減額
(平19規則32・一部改正)

2 前項の規定により減額した使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(使用料の減免手続)

第8条 前条の規定により使用料の減額または免除を受けようとする者は、第2条第1項の規定による利用の申請の際に、使用料減免申請書(第1号様式の4)

を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の申請があった場合において必要があると認めるときは、減額または免除の事由を証明すべき書類等の提示を求めることができる。

(平24規則100・一部改正)

(利用の取消し等)

第9条 区長は、条例第13条の規定により利用の承認を取り消し、または利用の制限もしくは停止をするときは、その理由を付し、利用承認取消・制限・停止通知書(第5号様式)により利用者へ通知する。

- 2 利用者は、自己の都合により利用を取り消すときは、利用承認取消申請書(第6号様式)を区長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第10条 条例第11条ただし書の規定による使用料の全部または一部を還付することができる特別の理由および還付金額は、つぎの各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなかったとき。 全額
- (2) 利用者が利用予定日前日までに利用の取消しを申し出たとき。 全額
- (3) 前2号に定めるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。 区長が相当と認める額 (平24規則100・一部改正)

(使用料の還付手続)

第11条 前条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(第7号様式)を区長に提出しなければならない。

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

別表(第6条関係)(平18規則20・平22規則6・平31規則23・一部改正)

備付器具	使用料
大会議室舞台(幕含む。)	一式1時間につき 250円
大会議室調光	一式1時間につき 250円

大会議室音響	一式 1 時間につき	250円
ピアノ	一式 1 時間につき	250円
ビデオプロジェクター	一式 1 時間につき	200円
茶道具	一式 1 時間につき	100円

付則、様式については省略

第 1 号様式（第 2 条関係） 第 1 号様式の 2（第 2 条関係）
 第 1 号様式の 3（第 2 条関係） 第 1 号様式の 4（第 2 条、第 8 条関係）
 第 1 号様式の 5（第 4 条関係） 第 2 号様式（第 4 条関係）
 第 2 号様式の 2（第 4 条関係） 第 2 号様式の 3（第 4 条の 2 関係）
 第 2 号様式の 4（第 4 条の 2 関係） 第 2 号様式の 5（第 4 条の 2 関係）
 第 3 号様式（第 5 条関係） 第 4 号様式 削除
 第 5 号様式（第 9 条関係） 第 6 号様式（第 9 条関係）
 第 7 号様式（第 11 条関係）

練馬区立厚生文化会館運営協議会設置要綱

昭和 48 年 4 月 19 日

練厚館発第 1 7 6 号

(設置)

第 1 条 地域住民の相互交流および自主的活動を促進し、児童および高齢者の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進する趣旨に沿った、練馬区立厚生文化会館(以下「会館」という。)の適切な運営を行うため、練馬区立厚生文化会館運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、会館の運営に関する事項および第 1 条の趣旨を達成するために必要と認められる事項について協議する。

(組織)

第 3 条 協議会は、第 1 号から第 19 号までに掲げる団体等の代表者および第 20 号に掲げる練馬区職員により組織する。

- (1) 練馬一丁目原町睦会
- (2) 練馬一丁目西睦会
- (3) 練馬二丁目町会
- (4) 練馬三丁目町会
- (5) 練馬三丁目親和会
- (6) 練馬四丁目町会
- (7) 都営練馬二丁目アパート自治会
- (8) 都営練馬二丁目第 2 アパート自治会
- (9) 練馬中央自治会
- (10) 練馬本町通り自治会
- (11) 練馬三丁目交友会
- (12) 都営練馬二丁目第 4 アパート自治会
- (13) 厚生文化会館学童クラブ父母の会
- (14) 練馬保育園父母の会
- (15) 部落解放同盟東京都連合会練馬支部
- (16) 練馬区青少年育成第一地区委員会

(17) 練馬デイサービスセンター

(18) 敬老室利用者

(19) 集会室利用者

(20) 総務部人権・男女共同参画課長、福祉部管理課長、練馬保育園長
および厚生文化会館長の職にある者。

2 前項の規定にかかわらず、協議会は構成員の協議により必要に応じて前項に定める者以外の者を加えることができる。

(役員)

第4条 協議会に、会長および副会長を置く。

2 会長は地域の代表者の中から互選する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を行う。

4 役員任期は2年とし、役員が欠けた場合の補欠役員任期は、前任者の残存期間とする。ただし、再任は妨げない。また、その任期が終了し後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(会議)

第5条 協議会の会議は総会および例会とする。総会は年1回、例会は必要に応じて開催する。

2 協議会の会議は会長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、練馬区立厚生文化会館において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会が定める。

付則省略

厚生文化会館登録団体のご案内

厚生文化会館では、地域の方々が行う文化活動等を支援するため、団体登録制度を設けています。登録された団体の集会室使用料は2分の1に減額されます。

1 団体登録の要件

つぎの(1)から(4)までの要件をすべて満たしている団体は登録することができます。

- (1) 文化活動または地域活動を行う団体であること。
- (2) 団体の構成員が5名以上で、かつ、構成員の半数以上が厚生文化会館を中心として概ね700mの圏域に居住し、勤務し、または通学していること。
- (3) 団体の代表者が、区内に居住し、勤務し、または通学していること。
- (4) 営利行為をしていないこと。(会費等の名目で、団体の維持運営に必要な額以上の金額を徴収している場合も含まれます。)

2 団体登録の申請

登録を希望する団体は、所定の申請書につぎの書類を添えて、窓口提出してください。

受付時間は、月～土曜日の午前9時～午後5時です。(日・祝休日は受付できません)

- (1) 規約等
- (2) 構成員名簿および役員名簿
会員の皆様の住所を確認します。(在勤、在学は除く)
- (3) 会費等を徴収している団体は決算書。ただし、新しく結成した団体は予算書
- (4) その他、必要と認める書類

3 団体登録証の交付

登録を認められた団体には、「団体登録証」をお渡しします。

登録証を紛失、破損した場合は、すぐに届け出て再交付を受けてください。

団体登録は、2年ごとに更新します。

更新手続きには、新規申請と同じく、上の(1)から(4)までの書類が必要です。

登録の要件を満たさなくなった団体は、期間内でも登録を取り消します。

4 団体の変更・解散の届け

つぎの(1)から(4)までの事項に該当する場合には、すみやかに届け出てください。

- (1) 団体の名称または代表者を変更したとき。
- (2) 団体の規約等を改正したとき。
- (3) 団体の構成員が3割以上変更したとき。
- (4) 団体が解散したとき。

お問い合わせは、厚生文化会館(3991-3080)まで

敬老室の利用案内

1 利用時間

午前 9 時 ~ 午後 5 時

2 休み

日曜日・祝休日・年末年始（12月29日～1月3日）

3 ご利用できる方

区内在住の 60 歳以上の方

4 登録

ご利用いただくには登録が必要です。

登録するには、住所を証明できるもの（健康保険証・官公署からの郵便物等）と 緊急時に連絡のとれる方のお名前、ご住所と電話番号をご用意ください。

利用券を交付いたします。利用は無料です。

5 利用できる施設の内容

施設名 面積 特徴等

娯楽室（30 畳） 舞台付きの和室です

火曜・木曜・土曜はカラオケ開放を行います。

和室（8 畳） 囲碁・将棋ができます。

浴室（67㎡） 男女一つずつ浴槽があります。

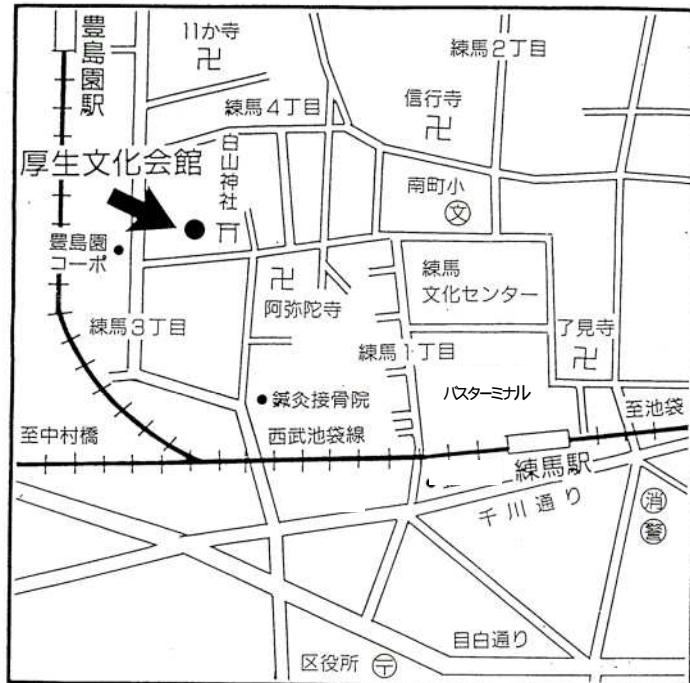
感染症予防のため休止中です。

6 行事予定

毎月、太極拳講座、竹ふみ健康体操、街かどケアカフェ体操教室などを行います。

そのほかに例年行事として、芸能発表会を行います。

行事の予定は、会館だよりや館内掲示でお知らせします。



練馬区立 厚生文化会館

〒176-0001 練馬区練馬 4 - 2 - 3

電話 03 - 3991 - 3080

交通 西武池袋線練馬駅西口徒歩8分

または 都営大江戸線豊島園駅

A1出口徒歩5分

自動車駐車場はありません。